

令和 5 年度 第 1 2 回香取市農業委員会総会議事録

令和 6 年 3 月 5 日

3月5日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）

日程第2 議案第2号 農地法第4条（知事）

日程第3 議案第3号 農地法第5条（知事）

日程第4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）
「所有権移転」「利用権設定」「農地中間管理権設定」

日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項（通知）

日程第6 報告第2号 農地法第5条制限例外

日程第7 報告第3号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江	
19番	伊	藤		寛						

1. 欠席委員 2名

15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鵜	田	静	子
農地班長	越	川	泰	克	主	査	岡	善	子
主	査	圓	藤	大	輔				

開会 午後 3時00分

事務局農地班長 会議に入ります前に、事務局よりご説明を申し上げます。

本総会議案の仕様、体裁が変更となっております。これにつきましては、議案の入力を今回から全国農業委員会サポートシステムに切り替えたことによるものでございます。従来の議案と比較しまして多少文字が小さく、見づらい点もあるかなと存じますが、全国農業会議所及び県農業会議からも完全運用をお願いされておりますので、今回からご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、伊藤会長の議事進行の言い回し及び事務局による議案の読み上げも、多少変更しておりますことを併せてご了承願います。

以上です。

議長 それでは、令和5年度の最後の総会です。

着座にて進めさせていただきます。

本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は17名です。欠席委員は、15番 富澤克彦委員、16番 菅谷樹雄委員でございます。したがって、委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立しております。

◎開 会

議長 ただいまから令和5年度第12回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、4番 芹川 幹委員、13番 高松多可史委員

の2名をご指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第7 報告第3号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号。次のとおり許可申請があったので審議を求める。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。

令和6年3月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは1ページから2ページで、整理番号は1番から8番です。

整理番号1番及び7番は、譲受人が自作地または自宅に隣接して耕作利便のため、1番は使用貸借権設定、7番は売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番、6番、8番は、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番、5番は、譲受人が親または親族から贈与を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、賃貸借権の設定をするものであります。

以上、8件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 議案第1号。去る2月26日月曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は8件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号整理番号4番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号4番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号4番について、伊東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、主食用米・飼料用米の栽培を計画しており、5年後の経営面積は32ヘクタールを目標としております。

農業経営の実施計画書は、香取農業事務所において指導を受けながら作成しております。その内容においても適正で、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号整理番号4番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号整理番号4番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号整理番号4番を除く7件について審議をいたします。

担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番について、寺嶋推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が家庭菜園を始めるにあたり、居住地近くの農地を無償で借り受ける使用貸借権の設定を行うものであります。

譲受人の○○は○○です。○○○○は「○○・○○」で○○は○○ですが、○○して○○されており、○○と共に○○に○○○○○○しています。住所地については、現在は○○市ですが、昨年12月に○○○○○○の裏に位置した土地付きの中古住宅を購入しており、土地登記名義人も譲受人になっています。

申請地は、購入した物件の近くで通作に支障がないことから、権利設定後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号2番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、また、譲受人は農業経営規模を拡大したい意向があり、このたび売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の

良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号3番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号3番について、鈴木 清推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、親から後継者である子への贈与により、所有権移転を行うものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思うことから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号5番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号5番について、伊東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地近くの親族が所有する農地を取得し、耕作の合理化を図りたい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号6番について、12番 飯森 孝委員。

12番飯森委員 整理番号6番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号7番について、16番 菅谷樹雄委員でございますが、本日欠席のため事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営規模縮小のため農地を処分したい意向があり、譲受人と

売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地の隣接地で、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

最後に、整理番号8番について、18番 林 藤江委員。

18番林委員 整理番号8番について、細野推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続で取得したものの、農業経営を行っておらず、市内に当該農地1筆のみの所有であることから処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地の近くで、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の整理番号4番を除く7件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の整理番号4番を除く7件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号の整理番号4番を除く7件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号。次のとおり許可申請があったので審議を求める。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

令和6年3月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

転用の目的別に議案の概要を説明します。

議案書のページは3ページで、整理番号は1番及び2番です。

整理番号1番、転用目的は〇〇〇〇〇です。

申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由の〇と判断しました。

整理番号2番、転用目的は農業用機械置場用地です。

申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のEと判断しました。

以上、2件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 議案第2号。事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

写真及び書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が必要であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇の〇〇〇がいっぱい置いてあるところの1か所になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇などの〇〇〇に利用していたが、利用者の要望が多く、スペースがなくなったため、隣接地である申請地を転用して〇〇〇を拡張する計画です。申請地では、山砂と碎石によるかさ上げを行います。排水は、雨水のみで敷地内で浸透処理します。また、隣接水路には土砂が崩落しないよう柵渠を設置し、隣接水田には土堰堤を設けます。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の

確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、15番 富澤克彦委員でございますが、本日欠席のため事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読いたします。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請地は、〇〇〇〇を〇〇方面に向かい、〇〇に〇〇の〇〇〇があります。その〇〇メートル手前にあります。

譲受人は、水稻と露地野菜を中心に生産している農家で、経営規模を拡大していくために既存の農機具置場を拡張し、農機具を集約することで農作業の効率を高める計画です。申請地では、切土や盛土などの造成を行わず、砂利舗装をする予定です。排水は、雨水のみで敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 次に、日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号。次のとおり許可申請があったので審議を求める。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

令和6年3月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

転用の目的別に議案の概要を説明します。

議案書のページは4ページから5ページで、整理番号は1番から5番です。

整理番号1番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地と判断しました。

整理番号2番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号3番及び5番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は、3番が所有権移転、5番が使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、3番が農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため第2種農地と判断、5番が第1種農地不許可例外事由のIと判断しました。

整理番号4番、転用目的は調整池用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のQと判断しました。

以上、5件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 議案第3号。事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は、5件であります。

写真及び書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号1番について、鈴木 清推進委員と現地調査等を行った結果を説明

場所は、〇〇〇〇〇の〇〇地先、〇〇〇〇方面に向かって入っていただいて、〇〇メートルぐらい入ったところです。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

議長 次に、整理番号2番について、12番 飯森 孝委員。

場所は、〇〇〇〇から〇へ向かって約〇〇メートルと、そこをまた〇へ行って〇〇メートルくらい行った先の〇〇さんがあるところ、そここのところを〇〇し〇〇メートルぐらい行った先の〇〇になります。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

議長 次に、整理番号3番について、14番 片野壽夫委員。

場所ですが、〇〇〇〇を〇〇方面に向かいまして〇キロほど行きますと、〇〇に〇〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇の〇〇に当たります。

– 12 –

なお、申請地は土地改良地などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

議長 次に、整理番号4番について、18番 林 藤江委員。

場所ですが、〇〇地区にあります〇〇〇〇〇〇〇の脇の谷津田になります。その脇に太陽光発電の、山に太陽光発電をした場所にあるんですけども、その脇の谷津田です。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の同意を得ており、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

議長 次に、整理番号５番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の交差点を〇〇します。そこから〇〇〇〇〇〇〇〇〇方面に〇キロ近く行ったところに小さな児童公園があります。そこを〇〇して〇〇メートル行ったところをまた〇〇して、〇メートル進んだ〇〇の畑となります。

– 13 –

なったため、申請地に専用住宅を建築するものです。申請地では、埋立て等はいりません。排水についてですが、雨水は敷地内で浸透枡による浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、公共下水道へ放流いたします。また、住居建設中はゲートやネットを設置し、関係者以外の立入りを禁止して事故防止に努めます。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号。次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転、利用権設定、農地中間管理権設定）について、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。

令和6年3月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは6ページから11ページの、整理番号1番から10番までが所有権移転、12ページから14ページの整理番号11番から13番までが利用権設定、15ページから30ページ

の整理番号 1 番から整理番号397番までが農地中間管理権設定です。

以上の案件については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第 4 号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 4 号、農地中間管理権設定の整理番号153番から158番及び161番についてを審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 4 号、整理番号153番から158番及び161番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号、整理番号153番から158番及び161番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○番 ○○○○委員 入場・着席）

議 長 次に、議案第 4 号、整理番号166番から176番及び210番から212番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第４号、整理番号166番から176番及び210番から212番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号、整理番号166番から176番及び210番から212番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○番 ○○○○委員 入場・着席）

議 長 次に、議案第４号、整理番号284番から306番及び310番から311番及び312番から320番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第４号、整理番号284番から306番、310番から311番、312番から320番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号、整理番号284番から306番、310番から311番、312番から320番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○番 ○○○○委員 入場・着席）

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第４号の55件の案件を除く355件について審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案４号の55件の案件を除く355件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第４号の55件の案件を除く355件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第５ 報告第１号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第１号。次のとおり通知があったことを報告する。

農地法第18条第６項の規定による通知について、農地法関係事務処理要領の第９の３の（３）の規定により通知があったことを報告する。

令和６年３月５日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は10件です。

◎日程第６ 報告第２号

事務局農地班長 報告第２号。次のとおり受理したことを報告する。

農地法第５条第１項ただし書及び農地法施行規則第53条に規定される許可を要しない農地転用について、次のとおり行われたことを報告する。

令和６年３月５日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は２件です。

◎日程第７ 報告第３号

事務局農地班長 報告第３号。次のとおり受理したことを報告する。

農地法第３条の規定における届出について、農地法関係事務処理要領の第３の２の（１）

の規定により、受理したことを報告する。

令和6年3月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は4件です。

以上、報告を終わります。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこのをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時42分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人